

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和7年(2025年)3月27日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	道東中学校 教諭 (男性・49歳)	懲戒免職	令和4年度から令和6年7月までの間、校舎内で、多数の自校女子生徒に対して不必要な身体接触を行い、恐怖心や嫌悪感などを与えた。
2	空知管内中学校 校長 (男性・58歳)	停職3か月	令和2年6月中旬以降、単身赴任手当の支給要件を欠くこととなったが、所要の手続を行わず、令和2年7月分から令和7年2月分までの4年8か月分、204万円の単身赴任手当を受給した。
3	道央小学校 教諭 (男性・66歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和7年1月15日(水)、指導に従わない児童に対して感情的になり、赤くなる程度の強さで児童の左頬をつねった。
4	上川管内中学校 教員業務支援員 (女性・59歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	令和6年10月4日(金)自家用車を運転中、信号機のある交差点で、安全確認が不十分のまま交差点に右折進行したため、横断歩道を横断中の歩行者に気付くのが遅れ、急制動の措置を講じたが間に合わず、同人に自車前部を衝突をさせ、加療約1か月を要する右腓骨々幹部骨折の傷害を負わせた。